

総務委員会資料

平成30年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第4号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

資料 新旧対照表

平成30年2月8日

総務企画局

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (扶養手当)</p>	<p>○川崎市職員の給与に関する条例 昭和32年11月20日条例第29号 (扶養手当)</p>
<p>第6条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫 (4) 60歳以上の父母及び祖父母 (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (6) 心身に著しい障害がある者</p>	<p>第6条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (1) 配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。) (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 (3) 60歳以上の父母及び祖父母 (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 (5) 心身に著しい障害がある者</p>
<p>3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき7,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族としての子」という。)については1人につき10,000円とする。</p>	<p>3 扶養手当の月額は前項第1号に掲げる扶養親族については、15,300円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(以下「配偶者以外の扶養親族」という。)については、1人につき6,800円(職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,800円)とする。</p>
<p>4 扶養親族としての子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>4 扶養親族としての子のうち15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>第6条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに掲げる</u>事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに、その旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p>	<p>第6条の2 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>一に該当する</u>事実が生じた場合においては、その職員は、直ちに、その旨を任命権者に届け出なければならない。 (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p>

改正後	改正前
<p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</p>	<p>(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（<u>前条第2項第2号又は第4号</u>に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）</p>
<p><削除></p>	<p>(3) <u>配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者のない職員となった場合</u></p>
<p><削除></p>	<p>(前号に該当する場合を除く。)</p>
<p><削除></p>	<p>(4) <u>配偶者以外の扶養親族がある職員が配偶者を有するに至った場合</u></p>
<p>(第1号に該当する場合を除く。)</p>	<p>(第1号に該当する場合を除く。)</p>
<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者の職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>	<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者の職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実が生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</p>
<p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合</p> <p>又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月</p>	<p>3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、<u>扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合</u>又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月</p>

改正後	改正前
<p>の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に<u>同号</u>に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定</p> <p style="text-align: center;">について準用する。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第7条 職員には、月額<u>37,800円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を、住居手当として支給する。</p> <p>2 前項に規定する住居手当を支給される職員の範囲その他住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>	<p>の初日であるときは、その日の属する月) からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に<u>第1項第1号</u>に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち配偶者以外の扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(住居手当)</p> <p>第7条 職員には、月額<u>24,750円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を、住居手当として支給する。</p> <p>2 前項に規定する住居手当を支給される職員の範囲その他住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</p>